

下 総 第 5 8 4 号
令和7年(2025年)5月15日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和6年(2024年)12月16日付け監査報告第24号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 保健部地域医療課 〕

下関市豊浦地域ケアセンターについて

〔指摘事項〕

(1) 管理運営業務の第三者への委託について、以下の事項が見受けられた。

下関市豊浦地域ケアセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき適正に実施されたい。

ア 基本協定書第18条第2項の規定により、指定管理者は、管理運営業務の一部を第三者に委託等する場合、あらかじめ市の承諾を受けなければならないが、承諾を受けていないものがあった。

イ 基本協定書第18条第5項の規定により、指定管理者は、市の承諾を受けて管理運営業務の一部を第三者に委託等した場合は、その契約書等の写しを市に提出しなければならないが、提出していないものがあった。

（改善措置状況）

ア 指定管理者に対し、漏れのないよう第三者委託の承認申請を行うよう指導し、申請の漏れていた1件について、令和6年10月24日に申請書の提出を受け、10月29日付けで承諾書を発出し、同日契約書の写しの提出を受けました。

イ 指定管理者に対し、漏れのないよう第三者委託の契約書等の写しを提出するよう指導し、提出の漏れていた契約書等の写しの提出を受けました。今後は、確認漏れのないよう努めます。

以上